

和泉市部活動地域展開推進計画

令和 8 年 2 月

和泉市教育委員会

1. 検討の背景

(1) 国の動向

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、共通の興味・関心のある生徒が参加し、教師等の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。体力や技能の向上等を図る目的以外にも、教科教育とは異なる集団での活動の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感が無理なく育まれたりするなど、生徒の多様な学びの場、活躍の場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、今日においては、少子化が進行するなかで、学校部活動に参加する生徒は減少しており、従前と同様の運営体制で維持することは難しくなっています。生徒の豊かな活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

これらの状況を踏まえ、令和2年9月にスポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。また、令和7年5月16日に示された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめでは、地域移行の名称を「地域展開」に変更するほか、令和8年度年度からの6年間を「改革実行期間」に定め、休日については実行期間内に「原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」とし、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整することとされました。

(2) 府の動向

大阪府は国のガイドラインを踏まえ、平成31年2月に策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針」を令和5年8月に改訂しました。

(3) 計画策定の目的

本計画は、大阪府部活動の在り方に関する方針等を踏まえ、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくこと、学校における働き方改革を推進していくことをめざし、本市の実態に合った地域連携・地域展開を実現するために策定するものである。

2. 部活動地域展開の実施パターン

(1) 総合型地域スポーツクラブ型

概要	・国としては理想的な移行方法としている。(事務局となる総合型スポーツクラブがある場合) ・総合型地域スポーツクラブが事務局となり出納管理や学校との連絡調整、生徒・指導者の保険加入手続き等を行う。 ・有償での実施が想定される。
生徒にとってのメリット	・学校で実施できれば、移動の面で生徒・保護者の負担は増えない。 ・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。 ・学校ではできなかった部活や生徒のニーズに対応できる可能性。
懸念点	・有償での参加となるため、保護者理解を得る必要がある。(世帯によっては参加できない可能性がある) ・参加者数に応じて、月謝も変わってくる。 ・和泉市では光俱樂部しか総合型地域スポーツクラブがない。(ショートテニス、リズム体操、マット運動、ミニバスケットを実施)
見解	・和泉市においては、全く受け皿がない状況であり、新たに総合型地域スポーツクラブを立ち上げるには、市が主導で進めていく必要があり、かなりの労力と時間を要することが想定されるが、担い手が見つからない可能性も多分にあると考えられる。 ・将来的に部活動指導員を担い手とすることは、一つの方法である。 ・もし、実現しても校区ごとではなく、集約型になることが想定される。
実施イメージ図	
実現可能性	低

(2) 拠点校型

概要	・複数の学校を集約して実施し、専門の指導者を派遣する形。 ・競技ごとに拠点校を指定するパターンもあり。 ・単一の競技を行っている地域のスポーツクラブに依頼する形も想定される。
生徒にとってのメリット	・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。 ・部員不足が解消でき、一つの学校では実施できなかった種目が可能となり、試合に出られるようになる。 ・生徒間交流が生まれる。
懸念点	・部活動指導員が実施する場合は、有償でなくても実施できる可能性はあるが、地域のスポーツクラブで実施する場合は、有償となることが想定される。 ・拠点までの移動が必要となるため、生徒・保護者の負担増。 ・学校間の調整に関する負担が大きい。
見解	・総合型地域スポーツクラブとしての受け皿を見込むことが難しく、全校全部活それぞれで指導する人材を確保することが難しいのであれば、有効な手段であると考えられる。 ・学校間の調整、実施場所、移動手段が整えば実施可能であると考えられる。 ・部活動指導員の活用が可能。 ・堺市では、すでに実施しているため、参考にできる。
実施イメージ図	
実現可能性	中

(3) 単一スポーツクラブ型

概要	・地域に既存のスポーツクラブがあれば、その部活のみスポーツクラブに移行する形。 ・移行ができない競技については、部活動指導員で対応。 ・水泳部の生徒がスイミングスクールをメインとして学校で活動せず、試合は学校から出場しているようなイメージ。
生徒にとってのメリット	・学校で実施できれば、移動の面で生徒・保護者の負担は増えない。 ・指導者から専門的な指導を受けることができ、技能・意欲の向上が期待できる。 ・学校ではできなかった部活や生徒のニーズに対応できる可能性。
懸念点	・地域スポーツクラブで実施する場合は月謝が発生するが、部活動指導員の派遣の場合は、月謝なしで実施できるため、差異が発生し、保護者の理解を得ることが難しい。 ・学校で実施ができない競技の場合移動が必要となり、生徒・保護者の負担増。 ・すべての競技を担うことはできない。
見解	・市内で活動しているスポーツクラブは多数あるため、一定の活用は可能であると考えられる。 ・すべての部活に対応することは難しいが、一部の部活を単一スポーツクラブ型で担っていくことは考えられる。
実施イメージ図	
実現可能性	高

3. 本市における部活動の状況と課題

(1) 中学校数及び生徒数（令和 7 年 5 月 1 現在）

中学校 8 校、義務教育学校 2 校、生徒数 4,996 人

(2) 部員数及び設置部数（令和 7 年 9 月現在）

【運動部】

- ・ 17 種目 115 部活動 ・ 部員数：2,462 人
- ・ 顧問教員数：251 人（うち専門的な指導ができる顧問 153 人）
- ・ 外部指導者：8 人 ・ 部活動指導員：10 人

【文化部】

- ・ 12 種目 38 部活動 ・ 部員数：869 人
- ・ 顧問教員数：100 人（うち専門的な指導ができる教員 33 人）
- ・ 外部指導者：4 人 ・ 部活動指導員：3 人

(3) 部活動参加率（令和 7 年 7 月現在）

【和泉市】部活動参加率・・・66.7%（R7）、69.1%（R6）

運動部活動参加率・・・49.3%（R7）、50.5%（R6）

【全 国】運動部活動参加率・・・58.1%（R3）

(4) 専門的な指導はできないが顧問となっている教員

（令和 5 年のアンケート結果）

- ・ 運動部 39%
- ・ 文化部 63%

(5) 課題

- ・ 休日に活動している部活動の顧問教員のうち約 30%が「休日は指導にかかわりたくない」とアンケート調査で回答
- ・ 専門的な指導ができない顧問の教員の増加
- ・ 部活動の地域展開に対応できる地域資源がほとんどない

4. 本市における部活動地域展開の方向性

地域展開の手法については、生徒の想いを中心に、それぞれのメリット・デメリットや、実現性・継続性にも十分考慮しながら広く可能性を検討するものとします。また、検討にあたっては、国の動向を注視しつつ、和泉市の部活動の課題をその都度評価しながら実施することとし、複数の案の併用も含めて実情を考慮しながら段階的に実施することも検討します。

(1) 部活動指導員の充実

専門指導の充実、教師の負担軽減を図るため、教師以外が指導を行う体制の整備を目的に、運動部・文化部への部活動指導員の更なる配置を検討します。

(2) 合同部活動や拠点校部活動の実施

部員数が少なく単独でチームが組めない等の理由で、単独では十分な活動が認められない場合には、他校と合同チームを組む「合同部活動」を実施することを検討します。また、状況によって、在籍校に希望する部活動がなくても近隣の学校で行われる部活動に参加することができる「拠点校部活動」についても検討の対象とします。

(3) 大学との連携

桃山学院大学と桃山学院教育大学が令和7年4月に統合し、本市にある桃山学院大学に新たな学部として人間教育学部が設置されています。そのことに伴い、桃山学院大学と連携し、希望する学生を指導者として養成し、指導者の人材確保を行う等様々な取組について検討していきます。

5. 本計画の見直しについて

本計画については、国のガイドラインの改訂があった際や各種取組状況を踏まえつつ、適宜内容の見直し・改訂を行います。